



いばらきまちづくり通信

つどえ~る!



<i><特集></i>	
どこでも景観づくり	
~まちづくりに景観法の活用~	2-3
<市町村探訪>	
「歓交地を目指したまちづくり」(真壁町)	4-5
<まちづくり団体の取り組み>	
~ <i>こんなことやってます~</i>	
守谷市「松ケ丘花の輪ボランティアグループ」	
「松ケ丘七丁目自治会まちづくり部会」	
(住宅地と調和の取れた複合施設の誘致、協働による街並	
景観形成~「花づくりから美しいまちづくりへ」~)	
	6-7
<i><街角レポート></i>	
・龍ヶ崎市まちづくり講座	8-9
・飛行船の町 土浦	10
・まちづくり教育シンポジウム	11
<情報スクラップ>	12-16

景観法が施行されました。

良好な景観を形成する活動は, 環境美化活動など多くの地域で 行われています。

景観法の制度は,歴史的な街並 みを保全する地区などの特別な 地区だけではなく,どこのまちで も活用することができます。

まちづくりに景観法を積極的 に活用して,居住環境の向上や地 域の活性化を図りましょう!

> V o 1 1 6 平成 17年3月15日



特集 どこでも景観づくり ~ まちづくりに景観法の活用~

【大切にしたい身近な景観】

景観法が平成 16 年 12 月に施行されました。景観法は,地域住民と市町村が協働して良好な景観の形成に取り組むための制度を整備したものです。

普段から見慣れていて普通の景観と感じている 景観であっても、その地域にふさわしい良好な景観 であり、保存し、維持して行くべきものがあります。 このような景観は、その地域と人々との係わり合い により、歴史的、文化的な背景を持って形作られて きたものです。この重要性は、失われて初めて気が つくことが往々にしてあります。

また,新たに良好な地域の景観を作る活動をしている地区も多くあります。

良好な景観を創り・守り・育てていくには,長い時間が必要ですが,一つの大規模な建築行為などで台無しになってしまうことがあります。

違反広告物の除却や環境美化など身近な景観を 形成する取り組みが多くの地域で行われています。 このような身近な景観についての取り組みを通じ て,地域の居住環境が向上し,地域も活性化します。

その地域の景観は,長い歴史の中で社会情勢の変化や技術の進展によって変遷しています。50年後に誇れる景観を残すために景観法の施行を契機に地域の目指すべき景観を考えてみましょう。

地域の目指すべき景観を考えるためには,地域の 歴史などの背景を踏まえたうえで景観資源の掘り 起こしを行い,その地域にふさわしい景観について 地域住民等の合意形成をする必要があります。

景観法では、地域住民をはじめ観光関係団体等の各種団体が参画して、行政と地域住民等が協働して良好な景観の形成を進めて行くため、景観協議会を制度化しました。

景観協議会は必ずしも新たに組織する必要はありません。まちづくり協議会など既存のものを発展させ活用することも考えられます。また,景観を共通項とした様々なまちづくり活動の横断的な組織として活用することも考えられます。この協議会は,地域住民の合意形成の場となり,地域住民と市町村との協働したまちづくりに欠かせないものです。



[地域住民(下館市:景観形成市民の会) による違反広告物の除却活動]



[地域住民(下妻市花のまち推進ボランティアクラブ) による花と緑の環境美化活動]

【景観計画について】

景観法の景観計画は,区域を定めて良好な景観の形成を総合的・計画的に推進して行くためのものです。

景観計画は,県又は市町村が策定できますが, 良好な景観の形成が居住環境の向上等住民の生活に密接に関係していますので,最も住民に近い 基礎自治体である市町村が中心的な役割を担う べきであるという基本的な考え方から,県では, 市町村の景観法を活用した地域住民との協働に よる景観形成の推進を支援していきます。

景観計画では,建築物などの色や形の規制や屋外広告物の制限などを定めることができます。

【景観計画の地区区分】

景観法は,全国一律の景観を作るのではなく, 地域の歴史や文化,自然的な特性を生かして,そ の地域にふさわしい個性的で良好な景観を形成 するためのものです。



市町村の行政区域の中でも,歴史的な街並みや商店街,住宅地,農山漁村集落,自然地域など,その地区ごとに歴史等の背景に応じて目指していく景観形成の方向性が異なってきます。このため,景観計画の区域を地区ごとに区分して,地区の特性を生かしてきめ細かに景観を誘導して行くことが大切です。

観光地や歴史的な街並みなど景観上重要な地区については、景観計画を策定することはもちろんですが、その周辺の景観形成も重要です。周辺地区は、その地区からの眺望景観に影響を与えるだけでなく、アプローチとしてその地区の印象に大きな影響を及ぼします。

景観計画の地区区分においては、地区個別に検討するとともに、地区と地区との関連も考慮する必要があります。

【景観法を活用したまちづくり】

観光はもちろんのこと,商店街の活性化や様々なまちづくり活動にも,景観の要素が含まれており,成功している地域では,あわせて良好な景観になっている例が多くあります。景観法の諸制度を様々なまちづくり活動に活用することで,総合的・計画的なまちづくりとなり,より効果を上げることができます。

景観法の制度は、どこのまちでも活用することができます。観光地や歴史的な建造物が多く残っているなど特別な地区はもちろんのことですが、身近な景観を創り・守り・育てていくために、まちづくりに景観法の諸制度を活用することにより、地域住民や市町村が主体となった「住んでよし、訪れてよし」のその地域の特色を生かしたまちづくりが実現します。

基本理念

- (1) 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です。
- (2) 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動などとの調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります。
- (3) 地域の個性を伸ばすよう多様な景観が図られなければなりません。
- (4) 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地 方公共団体の協働によりすすめられなければなりません。
- (5) 景観形成は、良好な景観の保存のみならず、新たな創出を含むものです。



《問い合わせ先》 茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政担当

Tel 029-301-4579

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6